

## ○ 住居表示について 一般質問を行いました

なぜこの質問をしたのかというと、ご近所さんと住所が同じで誤配が多いなどお困りの声を頂いたからです。南野だけで、11軒も四條畷市南野〇丁目〇番〇号の住居表示が同一番号で存在しています。

### 住居表示導入前は？

明治以降、日本では字名と地番を用いて住所を表示していました。しかし、住宅が増えてきて下記のような問題点が出てきました。

- ・町の区域の境界が複雑で不明確である
- ・同一市町村内に同一・類似の町名がある
- ・土地の並ぶ順序と地番の順序とが一致しない
- ・同一地番の土地の上に多数の家屋がある

なので、1962年5月に住居表示法が施行され現在に至っております。



### では、四條畷市は？

本市では、昭和48年に四條畷市住居表示に関する条例が施行され、昭和49年に第一次住居表示を実施されました〔平成12年8月4日改正〕

以下一部抜粋

#### 7. 住居番号のつけ方

- (1) 基準番号は、次の基準によって住居表示台帳として作成される地図に基づいてつけるものとする。
- (ア) 街区の境界線をあらかじめ一定の間隔に区切り、住居番号の基礎となるべき番号（基礎番号）をつける。
- (イ) 基礎番号の間隔は、特別の場合を除くほか原則として10mと定める。

#### 8. 住居表示のしかた

大阪府四條畷市〇〇町(丁目)〇番〇号とする。



全文は私のブログにて公開しております

このように定められてはいますが、行政側も11軒も同じ住居表示があるというのは、「法律の目的に相反する部分はある。」と答弁しています。

## 土井の考え 「大阪府四條畷市〇〇町(丁目)〇番〇号-〇」のように枝番制度を導入すべき

他市ではすでに枝番制度を導入し問題解決に向けて動かれています。他市の担当者に聞くと枝番制度を導入するのにデメリットは少なくメリットが多い。各自治体から先進事例の問い合わせも多いとお聞きしました。行政の回答は、「非常にメリット等も多い。調査研究を行い枝番制度について検討したい。」とのこと。問題解決に向けて最後まで取り組みたいと思います。

## ○ 入札・契約について の質疑を抜粋

Q 本市において入札及び契約の方法は一般競争入札が基本と思ってよいのか

A 大原則は一般競争入札。



Q 条件付で一般競争入札を行っているが、どのような条件を付けているのか？

A 主に実績であったり、物を調達する場合には、そのエリアであったりといったような、数々の条件を付している。

Q 入札公告方法のひとつである掲示板は場所もわかりにくい、何を記載しているかも見えない状況をどうお考えか？

A 見にくい環境は理解している。新たな考え方を研究するきっかけにする。



Q プロポーザル契約の審査、評価は職員のみで構成された選定委員会で行われ、議事録等も取られていない中、公平性・公正性・透明性を疑われる要素は多く含まれると思うが？

A 今後、プロポーザル等における議事要約、摘録程度のものは、残すような方法で改める必要はあると考える。

Q 本市の財務規則では公表義務があるが、本日(9月18日)時点で全く公表されていないが、契約予定等はないのか？

A 契約は存在するが、公表できていない。改善しなければならないと感じている。

Q これは、地方自治法の規定を受けた同法施行令の授權に基づく規則なので、違法な契約とされているが？

A 今、初めて聞いたので、内容についてはちょっとまだ理解し切れていない。

※本市財務規則は私のブログにて公開しております。また当日の質問の様子は右QRコードよりご覧いただけます。



### 質疑のポイント

入札・契約は「公平」「公正」「透明性」をしっかり確保すべきと考え、本市では過去にも発生した汚職事件を繰り返さないためにも改善が必要と指摘しました。地方自治法に基づき入札や契約は行われていますが、まだまだ改善すべき内容は多いです。皆さまから信頼される四條畷市となるよう私も取り組んでまいります。